令和７年４月９日

保護者様

群馬県立藤岡特別支援学校
校　長　　藤生　雅代

出席停止の指示について

お子さんは学校において予防すべき感染症のため、学校保健安全法第１９条により、他人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします（欠席にはなりません）。ご自宅にて療養し、医師から登校の許可がありましたら、医療機関で下記の「治癒証明書」に記入していただき学校に提出してください。

なお、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、医師の指導のもと、保護者の方が別紙の「療養報告書」に記入し、学校へ提出をお願いします。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで **※ 保護者が別紙「療養報告書」に記入して提出**
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水　痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで **※ 保護者が別紙「療養報告書」に記入して提出**
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	

※学校保健安全法に基づく分類

治　癒　証　明　書

群馬県立藤岡特別支援学校長様

部　　年　　児童生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（氏名等は保護者の方が記入してください）

病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席停止期間　　令和　　年　　月　　日（　　）～　　月　　日（　　）

上記の者は、他に感染のおそれがなくなりましたので、登校を許可します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名また押印）